

退職手当支給制限処分についての審査請求に対する裁決について

退職手当支給制限処分に対し提起された審査請求に関し、次のとおり裁決することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第206条第2項の規定により市議会の意見を求める。

令和3年6月3日 提出

周南市長 藤 井 律 子

1 審査請求人

元市職員

2 処分庁

周南市長

3 処分の内容

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反及び公契約関係競売等妨害罪により、懲役2年執行猶予3年の有罪判決を受けた元市職員に対し、周南市職員退職手当支給条例（平成15年周南市条例第49号）第16条第1項の規定に基づき、一般の退職手当等の全部を支給しないこととした退職手当支給制限処分

4 審査請求の趣旨

周南市長の審査請求人に対する周南市職員退職手当支給条例第16条第1項の規定に基づく令和2年10月2日付け退職手当支給制限処分（以下「本件処分」という。）について取り消すとの裁決を求める。

5 審査請求の理由

本件処分は、各事情等を勘案した上で総合的に決定されたものではなく、形式的に「刑事事件に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき」に該当することのみを理由として退職手当等の全部を不支給とするものである。また、各事情等を勘案した上で総合的に決定する場合、退職手当等の全部を不支給とする本件処分は、少なくとも不当なものとして取り消されるべきである。

6 処分庁の主張

審査請求人が、周南市職員退職手当支給条例第16条第1項第1号に該当し、かつ、第14条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職した場合の一般の退職手当等の額との均衡を勘案したとしても、一般の退職手当等の全部を支給しないこととすることが相当である。

7 裁決の趣旨

本件審査請求を棄却する。

8 裁決の理由

本件処分は、周南市退職手当支給条例第16条第1項に照らして適正であり、不当なものでない。